

## 居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成事業について

### 1 目的

児童が、病気やけがなどで保育園や小学校に登園・登校させることが困難な場合等に、民間事業者によるベビーシッターの派遣による病児・病後児保育サービスを受けた利用料について、経費の一部を助成することにより、保護者の子育てと就労の両立等を支援し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業概要

#### (1) 助成対象経費

医療機関への受診を伴う病気、けが等により利用したベビーシッターの派遣による病児・病後児保育サービスの保育利用料

#### (2) 助成内容

対象サービスの保育利用料の半額を助成する。

ただし、児童1人あたりの年間（4月1日から翌年3月31日まで）の補助限度額を4万円とする。

#### (3) 助成対象児童

台東区に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童

#### (4) 助成対象となる事業者

次のいずれかの事業者とする。

公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者

厚生労働省が実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者

#### (5) 助成方法

利用実績による償還払い

### 3 スケジュール

当初予算成立後          区ホームページ等により制度を周知